別表第三の三（第三十六条の七及び第三十六条の八関係）

法第二十七条の五第一項	（略）	（略）	（略）
	海上運送法第十八条第二項の認可に係る部分	海上運送法施行規則第十七条第一項各号に掲げる事項	海上運送法施行規則第十七条第二項各号に掲げる書類
	（略）	（略）	（略）

別表第三の三（第三十六条の七及び第三十六条の八関係）

規定	事項	書類
法第二十七条の八第一項	（略）	（略）	（略）
	鉄道事業法第十六条第三項の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第三十三条第一項各号に掲げる事項	
	鉄道事業法第十六条第八項の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第三十四条第二項において準用する同令第三十三条第一項各号に掲げる事項	
	（略）	（略）	（略）

別表第三の三（第三十六条の七及び第三十六条の八関係）

法第二十七条の七第一項	（略）	（略）	（略）
	海上運送法第十八条第二項の認可に係る部分	海上運送法施行規則第十七条第一項各号に掲げる事項	海上運送法施行規則第十七条第二項各号に掲げる書類
	海上運送法第十九条の五第一項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十条各号又は第二十条の二各号に掲げる事項	
	海上運送法第十九条の五第二項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十一条各号に掲げる事項	
	海上運送法第二十条第二項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十二条各号又は第二十二条の三各号に掲げる事項	
	海上運送法第二十条第三項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十三条各号に掲げる事項	
	（略）	（略）	（略）
道路運送法第七十九条の七第一項の登録に係る部分	道路運送法施行規則第五十一条の十一第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第五十一条の十一第二項各号に掲げる書類
道路運送法第七十九条の七第三項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第五十一条の十三第二項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第五十一条の十三第三項各号に掲げる書類
（略）	（略）	（略）

別表第三の三（第三十六条の七及び第三十六条の八関係）

規定	事項	書類
法第二十七条の十第一項	（略）	（略）	（略）
	鉄道事業法第十六条第三項の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第三十三条各号に掲げる事項	
	鉄道事業法第十六条第四項の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第三十四条第二項において準用する同令第三十三条各号に掲げる事項	
	（略）	（略）	（略）